

## 豊前市建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱

### (趣旨)

第1条 豊前市が発注する建設工事（以下「市発注工事」という。）に関し、建設業者に対して行う指名停止等の措置については、この要綱に定めるところによるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業者 豊前市の建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載された者をいう。
- (2) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、設計監理、地質調査及びコンサルタントに関する事業をいう。
- (3) 役員 法人の会長、取締役、監査役、支店長及び営業所長をいう。
- (4) 使用人 役員以外の常用雇用者をいう。
- (5) 契約担当者 市長又は市発注工事に係る請負契約の締結権限の委任を受けた職員をいう。
- (6) 指名停止 市発注工事に係る請負契約のための指名競争入札に関し、期間を定めて指名しない措置をいう。

### (指名停止)

第3条 市長は、建設業者が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、指名停止委員会の審議を経て、当該建設業者に対して、情状に応じて、同表の期間欄に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

- 2 市長が指名停止を行ったときは、契約担当者は、指名競争入札を行うに際し、当該指名停止に係る建設業者を指名してはならない。当該指名停止に係る建設業者を現に指名しているときは、指名取消通知書（様式第1号）により指名を取り消すものとする。
- 3 契約担当者は、落札決定者であっても、契約締結前に指名停止となった建設業者を契約の相手方としてはならない。

### (下請負人及び共同企業体に対する指名停止)

第4条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき建設業者である下請負人があることが明らかになったときは、指名停止委員会の審議を経て、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、指名停止委員会の審議を経て、当該共同企業体の構成員である建設業者（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る建設業者を構成員に含む共同企業体について、指名停止委員会の審議を経て、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

### (指名停止の期間の特例)

第5条 建設業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止期間の短期及び長期とする。

2 建設業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。なお、この場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める長期を超えないものとする。

(1) 別表その1各号又は別表その2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止期間中を含む。）に、それぞれ別表その1各号又は別表その2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表その2第1号から第3号又は第4号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、建設業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、建設業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 市長は、指名停止期間中の建設業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質事由が明らかになったときは、指名停止委員会の審議を経て、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間中の建設業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、指名停止委員会の審議を経て、当該建設業者に対する指名停止を解除するものとする。

7 別表その3の第1号から第3号までの措置要件により指名停止を行った場合は、当該指名停止の期間を経過する時点において、指名停止措置の措置要件に該当しているか、福岡県警察本部に確認を行うものとする。その結果、該当している旨の通知があったときは、指名停止委員会の審議を経て、当該建設業者に対して、別表その3の期間欄に定めるところにより期間を指定し、指名停止を行うものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第6条 市長は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第5条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

(1) 談合情報を得た場合、又は豊前市の職員（特別職を含む。以下同じ。）が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、建設業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表その2第4号又は第7号に該当したとき。

それぞれ当該各号に定める長期の期間

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各公共工事発注機関の長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表その2第4号、第5号又は第6号に該当する建設業者に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当することとなった場合は除く。）。

それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間

(3) 豊前市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項）又は談合（刑法第96条の6第2項）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し別表その2第7号、第8号又は第9号に該当する建設業者に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当することとなった場合は除く。）。

それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間

（部長等に対する通知）

第7条 市長は、第3条第1項若しくは第4条各号の規定により指名停止を行い、第5条第5項の規定により指名停止期間の変更を行い、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、指名停止決定（変更、解除）通知書（様式第2号）により関係部長及び課長へ通知するものとする。

（指名停止の通知）

第8条 市長は、第3条第1項若しくは第4条から第6条までの規定により指名停止を行ったときは指名停止通知書（様式第3号）により、第9条の規定により指名停止の期間を変更したときは指名停止期間変更通知書（様式第4号）により、第10条の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除通知書（様式第5号）により、当該建設業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が、市発注工事に関するものであるときは、当該建設業者から、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（指名停止の公表）

第9条 市長は、第3条第1項若しくは第4条の規定により指名停止を行った場合又は第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更した場合は、指名停止措置状況書を閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載し公表するものとする。

（不正行為等の報告）

第10条 課長は、その所管する市発注工事に関し、別表各号に掲げる措置要件に該当する事案が生じたときは、不正行為等報告書（様式第6号）により、市長に報告しなければならない。

（随意契約の相手方の制限）

第11条 契約担当者は、指名停止の期間中の建設業者を随意契約の相手方としてはならない。

ただし、特許権の設定された工法等を使用しなければならない等やむを得ない事情があるときは、

この限りではない。

(下請負等の禁止)

第 12 条 契約担当者は、指名停止の期間中の建設業者が市発注工事の一部を下請（一次及び二次下請以降全ての下請を含む。）し、又は受託することを承認してはならない。

2 契約担当者は、指名停止の期間中の建設業者が市発注工事の資材、原材料の購入契約等の相手方となることを承認してはならない。ただし、当該指名停止が別表その 3 各号に掲げる措置要件に該当することをもってされたものでない場合において、市発注工事に影響を及ぼすおそれがある等やむを得ない特別の事由があると認めるときは、この限りではない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第 13 条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該建設業者に対して、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止委員会の設置)

第 14 条 市長が建設業者に対して行う指名停止については、豊前市指名競争入札参加者選定委員会を指名停止委員会として審議するものとする。

(回議)

第 15 条 指名停止委員会に付すべき事案であって、会長が急施を要し委員会に付議する暇がないと認めるときは、過半数の委員に回議し会長が決定することをもって前条の審議に代えることができる。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 16 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行日以後この要綱の措置要件に該当することが判明した事実について適用し、施行日前に判明していた事案については従前の例による。

(施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行日以後この要綱の措置要件に該当することが判明した事実について適用し、施行日前に判明していた事案については従前の例による。

(施行期日)

1 この要綱は、平成 20 年 6 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行日以後この要綱の措置要件に該当することが判明した事実について適用し、

施行日前に判明していた事案については従前の例による。

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行日以後この要綱の措置要件に該当することが判明した事実について適用し、施行日前に判明していた事案については従前の例による。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行日以後この要綱の措置要件に該当することが判明した事実について適用し、施行日前に判明していた事案については従前の例による。